

平成 31 年 3 月 7 日

# 平成31年登米市議会定例会

2 月 定期議会 提案理由説明書

(その 2)

登米市議会

議員 番



報告第2号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
-------	--------------------------------

本件は、営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第38号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------------------

本案は、国家公務員における長時間労働是正措置として、超過勤務命令の上限時間等を定めるため関連する人事院規則が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、本市においても、国家公務員に準じ、時間外勤務命令の上限時間等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表4ページ）

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 (略) (正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第8条の2～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>第8条の2～第19条 (略)</p>